

配水管工事の取扱いについて

平成 2 5 年度から配水管工事の取扱いを下記のとおり変更しますので、お知らせします。

記

1 変更内容

本市では、入札参加資格審査申請において、配水管工事を希望業種とする場合に必要な建設業許可を管工事業又は水道施設工事業としていますが、公共工事の適正な施工を確保する観点から、希望業種としての配水管工事を廃止し、土木工事に統合します。

2 変更時期

平成 2 5 年度から配水管工事は土木工事として発注します。

(平成 2 4 年度は経過措置として現行どおりとし、土木工事業の許可取得及び経営事項審査の準備期間とします。)

	現行	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
希望業種	配水管工事	現行どおり	土木工事
必要な建設業許可	管工事業又は水道施設工事業		土木工事業
必要な経営事項審査	管工事又は水道施設工事		土木一式工事
格付	客観点：管工事又は水道施設工事のうち高い方の経審点		客観点：土木一式工事の経審点
希望業種の組合せ	○配水管工事と舗装工事 ○配水管工事と造園工事		×土木工事と舗装工事 ×土木工事と造園工事